

済時記

小一条大将藤原済時の日記は「玉葉」治承四年十二月二十三日条に「小一条大将済時卿自筆記」とあるのと、「愚管抄」卷三に「済時大将が日記」とおのおのその書名のみがみられるほか、本文は全く伝わらず、今迄内容不明であつたが、当部に蔵する九条家旧蔵文書のなかに僅か二紙の逸文ながら「済時記」と題された一巻が見つかった。九条家と

済時記との関係は「玉葉」の前述条の記事から、九条兼実が外記大夫師景から天禄二年二巻、同三年下一巻の計三巻の「済時自筆記」をもらつたことがわかる。師景はこれを不慮に伝得したものであるという。ただし、現在この三巻の自筆記の行方は不明である。新しく発見された逸文の内容は天禄三年十・十一月、摂政太政大臣藤原伊尹の上表にはじまり、その弟兼通・兼家兄弟による後継争い、そして兼通の内大臣補任まで、延べ六日間の記事だが、興味深いものである。とくに「愚管抄」で兼通・兼家の争いの記述のうち、「大方ハ一条摂政病ノアヒダ、御前ニアニヲトム二人候テ、コノツギノ撰録ヲコトババイダシツツイサカヒ論ゼラレケル、済時大将ガ日記ニハ、各放言ニヲヨブナドカキタルトカヤ」とある一節と、本記十月二十二日条の「(兼通・兼家が) 互争可承

行、此事執論之間、已及罵詈云々」という記事は完全に符合するもので、愚管抄の記事の信憑性を裏付けるものである。済時は小一条左大臣師尹の二男、母は右大臣定方女、天慶四年誕生、天徳二年従五位下に叙せられ、昇殿してよりしだいに昇進し、康保四年蔵人頭、安和元年従四位となり、この日記の天禄三年は三十二歳、従三位、参議であつた。

本巻の体裁は一紙縦三十糎、長さ四十三・八糎、上下に界線各一本あり、界高は二十四・七糎。第一紙は十四行、第二紙は五行の記文を有す。現在は長さ二十三・八糎の素表紙をつけ、「済時記」と外題がある。筆蹟は、当部の九条家旧蔵文書を検したところによると、九条道家(一九三〇・二五二)の書風に近似している。道家は愚管抄の著者慈円の甥の子であるから、憶測すると、この抜書は慈円の求めに応じて道家が抄写したものの控えでもあろうか。ともかくこの逸文は、愚管抄の編述と何らかの関連を思わしめるものがある。

本記の中心はなんといつても兼通・兼家兄弟の執政をめぐる争いと、その帰結である兼通の内大臣就任である。つぎに記文の特徴としては、伊尹兄弟に対してすこぶる批判的なことである。たとえば、伊尹が

ただ一度の上表で摂政を止められたのは不忠の致すところなりときめつけているときである。済時は伊尹兄弟とは従兄弟であるが、何故このような感情を有していたのだろうか。以上の点について少しく考察を付しておく。

伊尹が上表して執政の職を辞した天禄三年公卿に列するものの内に、故右大臣藤原師輔の子が四人も名をつらねていた。摂政太政大臣伊尹（49歳）、大納言兼右大将兼家（44歳）、権中納言兼通（48歳）、参議為光（38歳）、である。年令からわかるように、兼通は兼家の兄であるのに、この時点では弟に官位を超されていた。一説には伊尹が年令の近い、すぐの弟兼通をうとんじていたのだろうといわれるが、次に述べるように、むしろ兼家の手腕がまさっていたためだと思う。兼通・兼家も最初は兄弟の順によつて官位が昇進し、兼通は四・五年の間隔で弟を引離していたが、康保四年にいたつて逆転した。この年、「愚管抄」によれば、春宮亮であつた兼通が御氣色を損じて止められ、弟兼家に代えられた。まもなく村上天皇が崩御され、東宮であつた憲平親王（冷泉天皇）が踐祚されるや、兼家は蔵人頭となり、その年十月、兼通の従四位上に対し兼家は正四位下に叙せられて兄を超えたのである。兼家は次の東宮（守平親王＝円融天皇）に対しても東宮亮（安和二年には大夫）を勤めるなど、常に天皇・皇太子の側近となつていた点に注目したい。翌安和元年には、兼家は女超子を入内せしめ、自らは従三位非参議として公卿に列した。このとき兄兼通は正四位下、翌二年参議となつたが、その一

箇月後には兼家は参議を経ずして中納言に昇進し、両者の差は決定的となつた。ここで安和の変を迎えることになる。この事件はすでに知られているように、源高明の左大臣として、また冷泉天皇の弟為平親王の外舅としての地位が藤原氏一門によつて排斥される原因となつたのである。主謀者は当時から、高明追放後、彼のおびていた左大臣・左大将の地位についた藤原師尹であるといわれているし（大鏡・帝王編年記等）、最近の研究でも間違いないとされている。高明去つたあとの台閣では、関白太政大臣の実頼が無力なることを嘆いているように（小右記）、師尹が実権を握つていた。息済時が従三位に叙せられたのはこの時であつて、済時は二十九歳、当時としては早い方で父師尹の威力の程が知られる。ところが半年後の師尹の薨去は、一転して済時の前途を暗くした。翌天禄元年参議になつたが、従兄の伊尹兄弟の累進にひきかえ、同三年になつても済時の地位はそのままだった。済時の伊尹兄弟に対する悪感情は、安和の変における藤原氏一門内での父師尹の功を、結局はこの兄弟に奪われたためのものである。

つぎに兼通が弟ながら実力のある兼家をおさえて、中納言から内大臣に昇進したのは何故だろうか。大鏡などの諸書には兼通の妹で冷泉・円融天皇の母后安子の置文によるとされている。しかし、その時の様子が知られる記録たる「親信卿記」には伊尹の遺命によるとあつて、安子の置文には触れていない。ここに紹介する「済時記」には右大臣頼忠が反対しなかつたからだという。兼家は一門からも人望があつたといわれる

の(古事談)、頼忠が兼家をおさずに兼通に反対しなかつたのは、伊尹・兼通と何らかの關係があつたと思われる。「栄花物語」巻二に兼通と頼忠の仲のよいことを述べている。伊尹・頼忠は何故兼通をおしたのか。再び安和の変後に戻ると、師尹が高明のあとをおそつて左大臣・左大将になつた時、伊尹はそれまで師尹のおびていた右大将に任ぜられた。さらに同年伊尹が左大将に任ぜられると、それまでの右大将を頼忠に譲り、天禄元年伊尹が摂政になると、兼家より位次の低い頼忠を引上げ、権大納言とし、翌年伊尹が太政大臣になると、それまでの右大臣に頼忠をあてている。このように伊尹と頼忠の結びつきが窺える。兼通がのちに頼忠を後任の関白におしたのも、天禄三年以来の頼忠との關係であると思われる。

伊尹と兼家との間は如何であろうか。安和の変の前年、伊尹の女懷子は冷泉天皇の皇子師貞親王を生んでいる。伊尹は外戚になる可能性が生じたわけである。兼家はそれまで異例な程の昇進をとげてきたが、安和元年女超子を入内せしめている。これはすでに女を入内せしめている伊尹に抵触するところであつて、「栄花物語」巻一にも、人間關係の記載の誤りがあるが、兼家のこのやり方を強引だと記している。安和の変勃発の時兼家にはまだ外孫の誕生はみなかつたが、外戚をねらつていたのであるし、伊尹と対立する原因が生じたわけである。安和の変に際し、兼家は中納言としては異例の蔵人頭を兼ね。東宮大夫として天皇・皇太子の枢機に携われるものとして、重要な役割をもつていた筈であ

る。それが変後たいした論功行賞もなく、かえつて伊尹が頼忠を引上げていつたのも、伊尹・兼家がすでに対立していたからである。天禄三年十月二十二日、伊尹の危篤に際して、兼家が執政の職を譲りうける要求をしたのは、安和の変における功績によつてであろうと推測される。しかし、すでに兼家の意図を見抜いた伊尹は兼通をえらび、後事を頼忠に託したと考えるのは無理であろうか。

師尹が生きていれば、当然はなやかな境遇で官界をすすみ得たであろう。濟時は、このような政争をみるにつけ、我が身の不遇をかこち、彼等に対しては批判的になつたのである。大鏡に「ちゝおとどよりも御心さまわづらはしく、くちんくしきおぼえまさりて、名聞になどぞおはせし」と評されている濟時の性格も境遇からきているのかも知れない。

濟時はこの後、天延三年権中納言、貞元二年兼右大将、同三年正三位、中納言、永延二年正二位、永祚二年転左大将、正暦二年大納言迄進み、同六年五十五歳で薨じた。世に小一条大将と云われ、女城子が三条天皇のもとに入内し小一条院を生んでいる。長和元年城子立后にあたり右大臣を贈られた。

○翻刻に当つては原本の体裁を存することに努めたが、新たに句点を打ち、各行末の文字の下に「紙替りに」を附した。

(飯倉 晴武)

〔端裏書〕
「濟時記」

濟時記

天祿三年十月廿一日丁未、傳聞、大丞相依病（藤原伊尹）恙重、上辭攝
錄、返隨身表畢、

廿二日戊申、藏人為長來云、太相府辭表事、右（藤原兼家）大將・藤納（兼通）
言共候 龍顏、皆奏可被停由、然後「互爭可承行此事執論之
間、已及罵詈云々」

廿三日己酉、傳聞、右大將奉仰給勅答太政大臣曰、「攝錄依
請停之、自餘如本者、依内記不候、令藏人（藤原）惟成作之、臣下
上表蓋雖及數度、百王恒典（カ）」輒不許所請也、而丞相病後始上
此表、即停」攝行、甚乖舊典、誠雖人主之暗前鑒、亦」是相
國不忠之所致也、去春以來世之云々盈滿街衢、蓋依此故乎、」
廿六日壬子、早旦（参カ）右府諸世事之報、良久言談、

十一月一日丁巳、西刻太政大臣藤原公薨、

廿七日癸未、傳聞、今日以權中納言兼通朝臣任内大臣、」以
播磨守々義朝臣為參議、册命之儀、一同任大臣儀、」云檢見（ヤ）
天應以來公卿任例、未有不經大納言及内」臣昇進此職之者、
誠雖人主暗前鑒、殊亦右府」不諍之所致也、上下人庶莫不驚
奇矣、

「濟時記」關係系図

